

～里山・農村地域に空き家・空き地を所有されている皆さまへ～

お持ちの空き家・空き地を 活用(売却・賃貸)しませんか？

固定資産税や維持費を
払い続けていませんか？

家の掃除や草刈りに
苦労していませんか？

神戸里山

暮らしのすすめ

空き家
バンク

「神戸里山暮らしのすすめ」
ホームページ

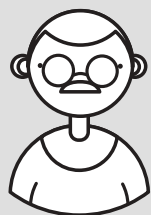
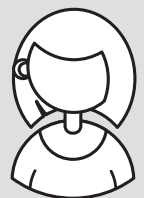


🔍 神戸 里山暮らし

神戸市では里山・農村地域への移住希望者と空き家・空き地所有者をお繋ぎする取組みをしています。

掲載
無料

実家を相続したけど、管理が大変。
ご近所に迷惑が掛かる前になんとかしたい。



子ども・孫が帰ってこないので、
自分が元気なうちに家を整理したい。

安心!

ご相談・お問い合わせはこちら

一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部
神戸市西区押部谷町高和1557-1
078-991-1557 satoyama@kobewine.co.jp

神戸里山暮らしのすすめは農村地域に新たな人を呼び込み、地域を維持・活性化していく取り組みです。そのため農村地域の生活文化や自然環境等を理解し、地域住民の一員として、自ら居住しようとする人に限り、地域のコーディネーターを通じて紹介しています。

空き家を放置すると・・・地域の景観が悪化するほか、さまざまなリスクがあります。

不審者の侵入
(放火・犯罪のリスク)

動物の棲みつき
(アライグマなど)

ゴミの不法投棄

壁や塀の倒壊や
屋根の落下

雑草・樹木が繁殖し
通行障害・害虫発生

他人にケガをさせたり、損害が発生した場合は賠償責任を負う事があります。

空き家バンク登録の流れ

- STEP 1** 空き家バンク登録申請書の提出
空き家の場所やおおよその規模などの情報を記入し、神戸農政公社にご提出いただきます。
- STEP 2** 法令調査の実施
都市計画法や農地法などの法令に適合しているか、連携しているNPO法人が調査します。
※調査は1~2か月程かかります。
また、調査の結果、空き家バンクに掲載ができない場合もあります。
- STEP 3** 空き家バンクへの掲載
法令調査完了後、賃貸・売買の価格や諸条件などを確認し、空き家バンクに掲載します。
また、ホームページ上への掲載は任意です。
- STEP 4** 移住希望者とのマッチング
農村定住促進コーディネーターが空き家所有者、移住希望者双方の想いを汲みとり、マッチングのお手伝いをします。マッチング後はお互いに条件等を確認し、宅建取引業者（不動産会社など）を介して契約を締結します。

調査無料!

賃貸も可!

Q ボロボロだけど大丈夫?

大丈夫です。建物の状態により、補修・改修をして住む人もいれば、古民家カフェなど地域の活性化に繋がる改修をされる場合もあります。法令調査では建て直しが可能かどうかもお調べします。



Q 農村定住促進

コーディネーターって?

神戸市からの委嘱を受けた、空き家所有者と移住希望者の相談に乗りながら、両者を結ぶ役目を担う方々です。毎週「里山暮らし相談会」を開催し、移住希望者と面談をしています。

Q 農家住宅でも売れるの?

神戸市では、里山・農村地域（市街化調整区域）への移住・定住を促進するため、規制緩和を実施しています。今では法令の要件を満たせば農業従事者でなくても空き家を購入することが可能です。
※手続きが必要となる場合があります。

Q & A

Q 将来使うかも・・・ 賃貸でも可能?

売買だけでなく賃貸での掲載も可能です。賃貸で空き家を探している移住希望者もいます。お子さん・お孫さんが帰ってくるまでの間の管理のために賃貸で掲載しませんか?

Q 農地も一緒に売れる?

農地は農業従事者しか購入が出来ませんが、規制緩和により空き家バンクに掲載している物件に付随している小規模な農地であれば非農家の方が購入し、家庭菜園を楽しめるようになってきました。また、神戸市では「農地バンク」も運営しています。農地の売買もご検討の方も一度ご相談ください。